

通所型独自サービス サービスコード表

令和6年4月時点

サービスコード		サービスの内容略称	算定項目		単位数	算定単位
種類	項目					
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス11日割			59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2 (週2回程度)	3621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割			119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2 (週2回程度)	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2 (週2回程度)	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			-1	1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	事業対象者・要支援1 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		事業対象者・要支援1 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		事業対象者・要支援1 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000加算	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000加算	

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 事業所が送迎を行わない場合については、通所型独自サービスⅠを算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、通所型独自サービスⅡを算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

定員超過の場合							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	定員超過の場合 ×70%	1259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11・日割・定超		41		1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2 (週2回程度)		2535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12・日割・定超		83		1日につき	
看護・介護職員が欠員の場合							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11・日割・人欠		41		1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2 (週2回程度)		2535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12・日割・人欠		83		1日につき	